

空き家のリフォーム・空き家の解体

補助金制度 6月1日(月)～受付開始



大磯町の空き家の利活用を進めていくため空き家バンクの登録物件を対象にした「空き家のリフォーム」と、利用の見込みがない「空き家の解体」に対する新たな補助金制度がスタートします。申請の受付開始は6月1日から！是非ご利用ください!!

工事費用の2分の1以内の額 限度額50万円



空き家のリフォーム補助金

空き家バンクに登録された一戸建て住宅の空き家で、住宅機能の維持や性能向上を図る修繕や改築、増築、減築、設備改善などのリフォーム工事に対する補助金制度です。

申請は、空き家バンクの登録者となりますが、賃借する方でも申請することができます。

【補助条件】

- ・町空き家バンクに登録されている物件
- ・所有者ではない入居者は補助金交付後5年以上居住
- ・町税に未納がない など



空き家の解体補助金

適切に管理されていない空き家を解体し、解体後に新たな住宅を建設することで、安心・安全を確保し、移住・定住を促進するための空き家の解体工事に対する補助金制度です。

【補助条件】

- ・個人が所有する一戸建ての住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された空き家
- ・所有権以外の権利の設定がないこと
- ・町税に未納がない など

補助要件や添付書類など詳しくは [こちらから](#)



是非
ご参加
ください!

※いずれの補助金は、上記以外にも、補助要件があります。リフォーム補助の対象工事や申請に必要な添付資料など、詳細は、町ホームページや右のQRコードから内容をご確認ください。

専門家による空き家相談 — 相続や管理、売買など —

空家のリフォームや耐震性、相続などのお悩みを解決し、利活用に向けて、専門家に相談してみませんか？



と き 6月27日(土) 10時から正午

と ころ 大磯町役場4階第1会議室

相談相手 神奈川県建築士事務所協会平塚支部
神奈川県行政書士会平塚支部

費 用 無料

申 込 み 6月24日(水) まで(電話または窓口)

持 ち 物 建築や敷地の状況などが分かる図面等